

# ひだまりの郷 ショートステイ利用料金表

令和6年4月1日現在

## 【基本部分：単独型短期入所生活介護費（従来型個室・多床室）】

要介護度	基本利用料	1割負担	2割負担	3割負担	食費	居住費
要支援1	4,948円	495円	990円	1,485円	1,780円 朝:350円 昼:780円 夕:650円	1,350円 (多床室) 2,700円 (個室)
要支援2	6,156円	616円	1,232円	1,847円		
要介護1	6,662円	667円	1,333円	1,999円		
要介護2	7,385円	739円	1,477円	2,216円		
要介護3	8,129円	813円	1,626円	2,439円		
要介護4	8,842円	885円	1,769円	2,653円		
要介護5	9,565円	957円	1,913円	2,870円		

## 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金 (1割) (2割) (3割)		
送迎加算	送迎を行った場合（片道につき）	1900円	190円	380円	570円
機能訓練指導体制	常勤で機能訓練指導員を配置した場合	122円	13円	25円	37円
個別機能訓練体制	機能訓練指導員が個別で訓練を行った場合	578円	58円	116円	174円
サービス体制強化加算（Ⅱ）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1日につき）	183円	19円	37円	55円
緊急短期入所受入加算	要件を満たした上で緊急の受入を行った場合（1日につき）	929円	93円	186円	279円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注3）	1月の利用料金（基本部分+各種加算減算） の8.3%			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注3）	1月の利用料金（基本部分+各種加算減算 （処遇改善加算Ⅰは除く））の2.7%			
介護職員等ベースアップ等支援加算	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注3）	1月の利用料金（基本部分+各種加算減算 （処遇改善加算Ⅰと特定処遇改善加算Ⅱは除く））の1.6%			

（注3）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

## 【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		基本利用料	利用者負担金 (1割) (2割) (3割)		
長期利用者に対する減算	連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している利用者にサービスを提供した場合	309円	31円	62円	93円

## 【その他の費用（実費）】

送迎費	通常の送迎の実施地域を超えて送迎を行った場合 1時間につき1,000円
理美容代	実費
タオルセット	入浴用のバスタオル・フェイスタオルセットで100円
その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

## 【介護保険負担限度額認定】

利用者負担段階		居住費		食費
		従来型個室	多床室	
第1段階	生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方	320円	0円	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、年金収入等の合計が年額80万円以下の人	420円	370円	390円
第3段階 (①)	世帯全員が住民税非課税で、年金収入等の合計が年額80万円を超え120万円以下の人	820円	370円	1,000円
第3段階 (②)	世帯全員が住民税非課税で、年金収入等の合計が年額120万円を超える人	820円	370円	1,300円
第4段階	上記以外の方	2,700円	1,350円	1,780円

※基本料金+加算+食費+居住費+その他費用と計算していただくとショートステイ利用料金となります。